

摂津市全国大会等出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体（摂津市内の学校における部活動等によるものを除く）又はスポーツ・文化団体（摂津市内の学校における部活動等以外の組織的なスポーツ・文化活動を行う団体をいう。以下同じ。）が主催し、共催し、又は後援する全国大会、国際大会その他の大会・コンクール（展示によるものは除く。以下同じ。）に出場する者又は団体に対し、激励金を交付することにより、本市のスポーツ、文化活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(交付対象となる大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会・コンクールは次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はスポーツ・文化団体が主催し、共催し、又は後援し、地方予選、選抜又は厳正かつ明確な基準による審査により出場者が決定する全国的規模のスポーツ、文化の大会・コンクール等
- (2) 前号に掲げる大会・コンクールによる選抜又は厳正かつ明確な基準による審査により出場者が決定する国際的規模のスポーツ、文化の大会・コンクール等
- (3) その他前2号に掲げる大会・コンクール等に準ずるものとして市長が認める大会・コンクール等

(交付対象となる個人又は団体)

第3条 激励金の交付の対象となるものは、本市のスポーツ・文化の振興及び事業の発展に寄与すると認められるもので、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者（以下この条において「市民」という。）であって、個人で大会・コンクールに出場する者
 - (2) 一般団体（2名） 市内に活動の拠点を有し、その構成員の全てが市民であって、2名で大会・コンクールに出場する団体
 - (3) 一般団体（3名以上） 市内に活動の拠点を有し、その構成員の過半数が市民であって、3名以上で大会・コンクールに出場する団体
 - (4) 市内事業所団体（2名） 市内に活動の拠点を有し、その構成員が市内同一事業所に勤務する従業員であって、市内事業所として出場する2名の団体
 - (5) 市内事業所団体（3名以上） 市内に活動の拠点を有し、その構成員が市内同一事業所に勤務する従業員であって、市内事業所として出場する3名以上の団体
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市民が市外に活動の拠点を有する団体の構成員として大会・コンクールに出場する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める交付の対象となるものとしてみなして激励金を交付する。
- (1) 当該団体に所属する市民が1名の場合 個人
 - (2) 当該団体に所属する市民が2名の場合 団体（2名）
 - (3) 当該団体に所属する市民が3名以上の場合 団体（3名以上）
- 3 指導者、監督、コーチ、マネージャー及び保護者は、この要綱による激励金の交付の対象としない。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとするものは、大会終了日の30日後の日までに、全国大会等出場激励金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 激励金の交付を受けようとする団体は、前項の申請書に全国大会等出場者名簿(様式第2号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査して激励金交付の可否及び激励金額を決定し、全国大会等出場激励金交付可否決定通知書(様式第3号)によりその旨を当該申請を行った者に通知する。

(交付の請求等)

第7条 前条の交付決定の通知を受けたものは、速やかに全国大会等出場激励金請求書(様式第4号)により市長に激励金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により激励金の交付の請求を受けたときは、速やかに交付する。

(実績報告)

第8条 前条第2項の規定により激励金の交付を受けたものは、大会・コンクール終了後速やかに全国大会等出場激励金実績報告書(様式第5号)により、市長に実績を報告しなければならない。

(交付の制限)

第9条 同一の個人又は団体としてこの要綱の規定により、激励金を受けることができる回数は、同一年度内において全国的規模の大会・コンクール、国際的規模の大会・コンクールそれぞれ1回を限度とする。

2 第3条の規定にかかわらず、大会・コンクールへの出場に当たり、国、府、教育委員会又は他の地方公共団体等から激励金や補助金等の交付を受けるものは、この要綱による激励金の交付を受けることができない。

(激励金の返還等)

第10条 第7条第2項の規定により、激励金の交付を受けたものは、激励金の交付を受けた後において大会の中止等の理由により出場しなかった場合は速やかに市長にその旨を届出しなければならない。

市長は、前項の規定による届出を受けたときは、原則として激励金の返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種別		大会区分	
		全国的規模の 大会・コンクール	国際的規模の 大会・コンクール
個人		10,000円	20,000円
一般団体	2名	20,000円	40,000円
	3名以上	30,000円	60,000円
市内事業所団体	2名	20,000円	40,000円
	3名以上	30,000円	60,000円